

6平農振第568号  
令和7年1月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸北部⑥ (山中・山野白石・主師・坊方・下中野・古江・大瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月26日(第1回) 令和6年11月19日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地と基盤整備地が混在し、耕作条件に差がある。基盤整備地区においては、土地改良区、多面的機能活動交付金事業の取り組み組織との連携により農地の維持管理も比較的できているが、基盤整備実施から30年以上が経過し水路の老朽化が著しく、法面や水路、農道等の管理も過重な負担となっている。

また、中山間地においては、一部、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織により、維持管理がなされているが担い手が確保できていないことや農業者の高齢化が進んでおり、将来における耕作者の確保は厳しく、営農組織が存在しない地区においては耕作放棄地も増加傾向にあるのが現状である。

さらには、米の価格不安定や資材高騰の影響などにより農業所得が低く、有害鳥獣による被害も多く、耕作意欲の低下を招いている要因となっている。

このため、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織と連携し、地域全体で水稻に取り組むことによって地域農業が維持されているが、将来において農地の集約化を検討する必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、水稻や飼料作物などの農業が展開されている地域であり、これらの農業を維持継続していくため、地域内の農地の集積・集約化を進め、農作業のスマート化などによる経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。

また、基盤整備地の優良農地での耕作は地域として継続しつつ、多面的活動交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを可能な限り継続し、土地改良区との連携により農地、農道、水路等の保全・維持を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	224.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	146.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者などを中心に農地の集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備地（中野土地改良区）においては、過去に地域集積に取り組み、現在約54haを機構に貸し付けている。今後も推進協議会と連携し、農地中間管理機構を活用した農地利用を継続・推進し、農業の経営状況に応じて段階的に集積を進める。

その他の農地においては、中山間地域等調節支払交付金事業の取り組み組織において、必要に応じて活用を検討していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

既に基盤整備地となっている農地は、土地改良区や多面的機能活動組織と連携し、農道や水路等の維持管理・長寿命化に取り組む。そのほかの中間地においては、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きいため、新規での取り組みは難しい。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体の受け入れ促進を検討する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の委託について、現在は各個人にてドローン等による農薬・除草剤散布などを利用しておらず、今後増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。

③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などの確認、協議を行い変更する。